

国立大学法人筑波技術大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本法人が定める役員に支給する期末特別手当において、各役員の業績を考慮し、その業績に応じて10/100の範囲内で、増額又は減額できるものとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	}	人事院勧告に準拠し、改定。 ・本給月額を0.3%引下げ ・期末特別手当の12月支給分を0.025月分増
理事		同上
理事(非常勤)		改定なし
監事		改定なし
監事(非常勤)		改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	8,741	5,934	2,570	237 (調整手当)	10月1日1名	
理事 (6/12人)	7,607	4,686	2,185	562 (調整手当) 174 (単身赴任手当)	10月1日1名	
理事 (非常勤) (12/12人)	660	660	0	0 ()	10月1日2名	
監事 (0人)				()		
監事 (非常勤) (12/12人)	312	312	0	0 ()	10月1日2名	

【注】・「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

・年度途中で就任(又は退任)した理事(監事)については、1月を1/12人と換算して記載した。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔 中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本法人において決定された当初予算の範囲内で運用している。
また、アウトソーシング等により、人件費の抑制に努めている。 〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)に定める国家公務員の職種に応じた俸給表を参考とし、毎年の人事院勧告の動向を踏まえ、給与水準を決定している。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 職員の勤務成績等に応じて、昇給、昇格・降格、特別昇給及び勤勉手当(6月・12月)の支給割合の増減を行っている。 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(給与法に準拠)
俸給月額(昇給)	1年間良好な成績で勤務した職員には、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。(給与法に準拠)
俸給月額(昇格・降格)	昇格:従事する職務に応じて、総合的な能力の評価により、勤務成績が優秀な職員には1級上位の級に昇格させることができる。 降格:勤務成績が不良の場合等(就業規則第11条に規定)には、下位の級に降格させることができる。(給与法に準拠)
俸給月額(特別昇給)	就業規則に基づき表彰された場合又は勤務成績が特に良好な場合には、1号俸又は2号俸上位の号俸に昇給させることができる。(給与法に準拠)

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

〔 人事院勧告に準拠し、改定。
・全職員の俸給月額を0.3%引下げ
・配偶者に係る扶養手当の月額を500円引下げ
・初任給調整手当の月額を引下げ
・俸給の調整額の基本調整額を引下げ
・勤勉手当の12月支給分を0.025月分増 〕

2 職員給与の支給状況

本項における職員の年間給与額は、本法人(新国立大学法人筑波技術大学)は平成17年10月1日に設立された法人であり平成17年度の年間の支給実績が示せないため、法人の職員給与規程等に基づき算出した推計額である。
なお、本法人の職員の殆どが旧国立大学法人筑波技術短期大学の職員から引き続き在職している職員(継承職員)であるため、それら継承職員については、支給実績額を用いている。

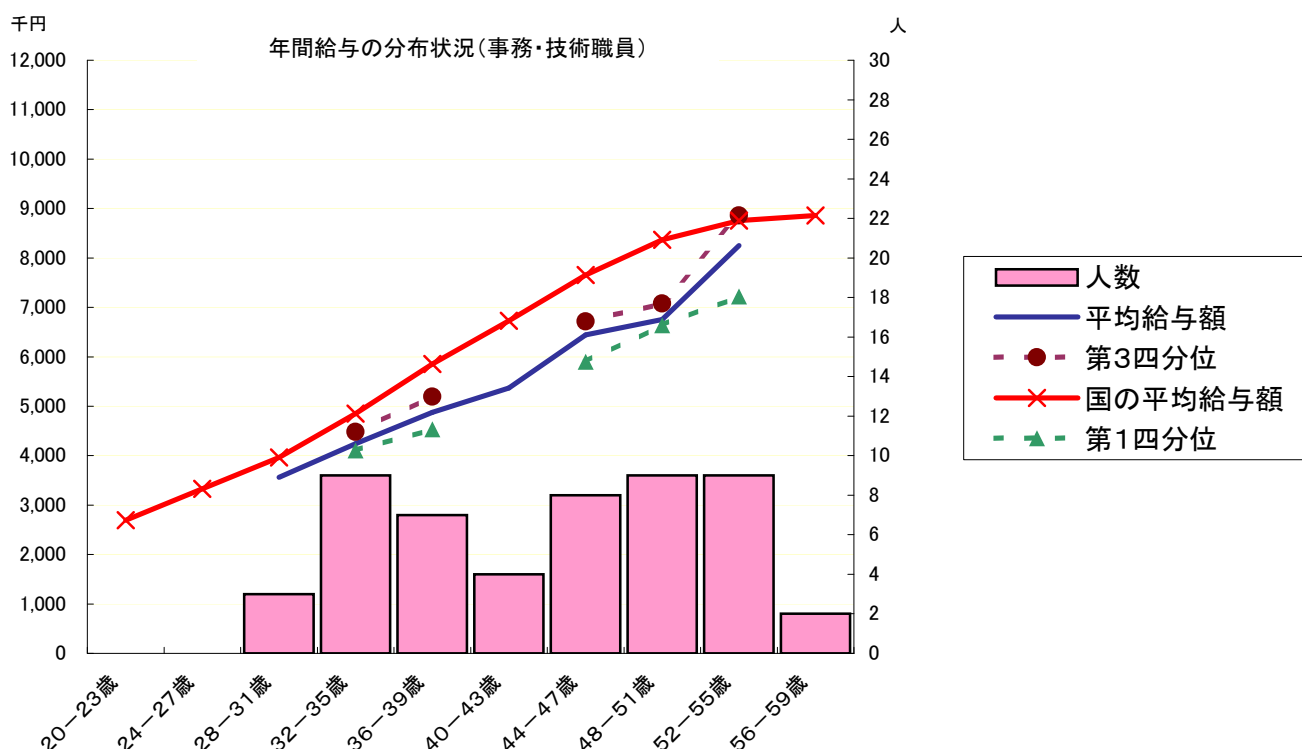
① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	162	47.9	7,937	5,677	82	2,260
事務・技術	51	44.2	6,097	4,425	73	1,672
教育職種 (大学教員)	104	50.0	8,999	6,402	88	2,597
その他医療職種 (医療技術職員)	3	39.5	4,807	3,477	32	1,330
その他医療職種 (看護師)	4	46.8	6,152	4,447	60	1,705

【注】・常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

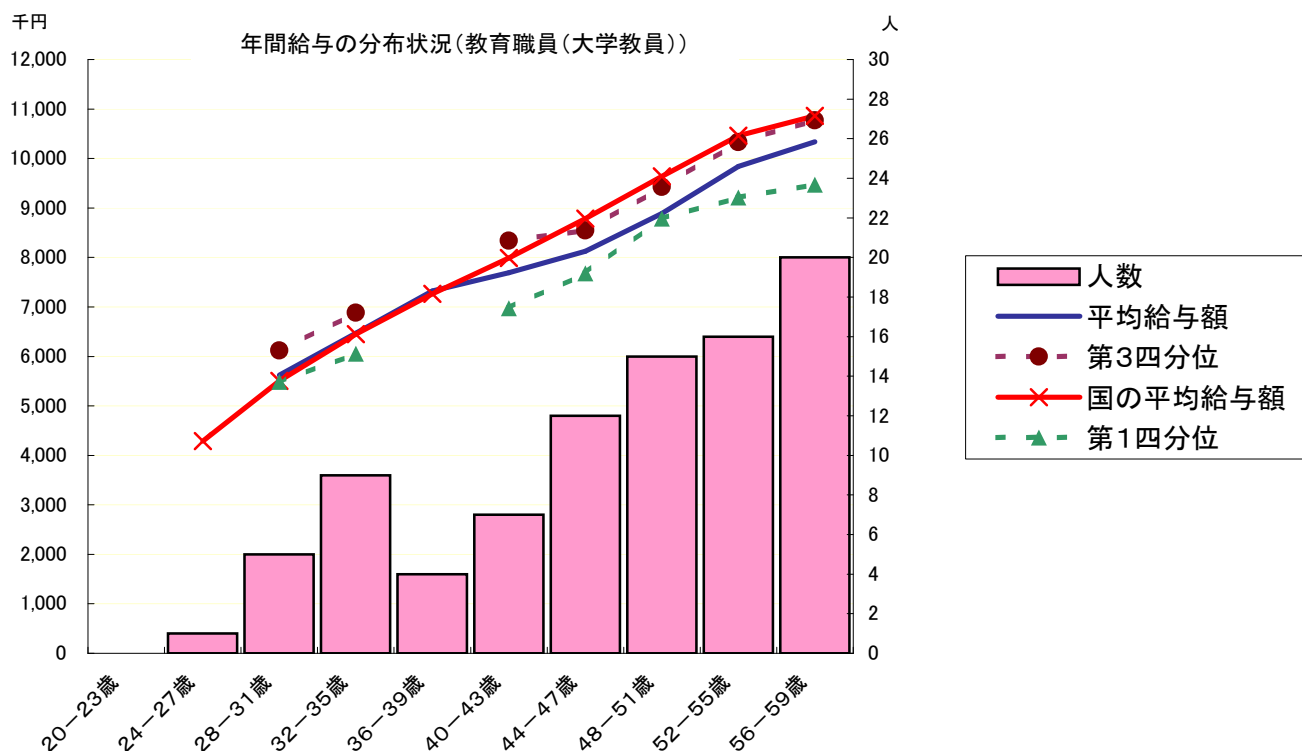
- ・「その他医療職種」とは、医療技術職員については保健科学部附属東西医学統合医療センターに勤務する薬剤師、診療放射線技師及び臨床検査技師の業務を行う職種を示し、看護師については保健科学部附属東西医学統合医療センター及び保健管理センターに勤務する看護師の業務を行う職種を示す。
- ・該当者が不在区分(在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員)及び区分中の職種(常勤職員中の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師))については、省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕)



【注】・①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

- ・年齢28～31歳、40～43歳及び56～59歳の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3四分位については表示していない。
- ・年齢56～59歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。



【注】・年齢24～27歳及び36～39歳の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3四分位については表示していない。

- ・年齢24～27歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
(職位)	人	歳	千円	千円	千円
・局長	1		—		—
・課長	4	55.3	—	8,880	—
・課長補佐	3	56.2	—	7,418	—
・係長	18	48.9	6,496	6,758	7,065
・主任	10	40.1	4,966	5,197	5,537
・係員	15	35.2	3,835	4,251	4,586

【注】・局長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

・課長及び課長補佐の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3四分位については記載していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
(職位)	人	歳	千円	千円	千円
・教授	59	56.2	9,353	10,105	10,771
・助教授	32	43.7	6,974	7,848	8,784
・講師	2		—		—
・助手	11	36.8	5,483	5,932	6,777

【注】・講師の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任 係員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐	課長
人員 (割合)	人 51	人 1 (2.0%)	人 17 (33.3%)	人 18 (35.3%)	人 7 (13.7%)	人 3 (5.9%)	人 4 (7.8%)
年齢(最高 ～最低)		歳 ～	歳 48～29	歳 52～37	歳 54～49	歳 58～54	歳 59～52
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 ～	千円 3,878～ 2,433	千円 5,081～ 3,625	千円 5,225～ 5,002	千円 5,498～ 5,132	千円 6,472～ 6,378
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 ～	千円 5,270～ 3,351	千円 7,023～ 5,028	千円 7,328～ 7,048	千円 7,676～ 7,208	千円 8,929～ 8,823

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		局長	局長	局長	局長
人員 (割合)	人	人 0 (0%)	人 1 (2.0%)	人 0 (0%)	人 0 (0%)
年齢(最高 ～最低)		歳 ～	歳 ～	歳 ～	歳 ～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～

【注】・1級及び8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助手	講師	助教授	教授
人員 (割合)	101人	0人 (0%)	11人 (10.6%)	2人 (1.9%)	32人 (30.8%)	59人 (56.7%)
年齢(最高 ～最低)		～	48～27歳	～	62～31歳	64～43歳
所定内給与 年額(最高 ～最低)		～	4,994～ 3,278千円	～	6,856～ 4,212千円	8,548～ 5,969千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～	6,867～ 4,487千円	～	9,472～ 5,877千円	12,283～ 8,545千円

【注】・3級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成17年度)における査定部分の比率

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分 (期末相当)	% 63.4	% 65.9	% 64.7
	査定支給分 (勤勉相当)(平均)	% 36.6	% 34.1	% 35.3
	最高～最低	% 42.2～32.8	% 39.1～30.7	% 40.6～33.1
一般 職員	一律支給分 (期末相当)	% 66.7	% 68.8	% 67.8
	査定支給分 (勤勉相当)(平均)	% 33.3	% 31.2	% 32.2
	最高～最低	% 36.5～31.1	% 34.0～28.5	% 33.8～30.0

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分 (期末相当)	% 63.4	% 65.8	% 64.7
	査定支給分 (勤勉相当)(平均)	% 36.6	% 34.2	% 35.3
	最高～最低	% 40.0～32.5	% 37.4～30.4	% 38.7～31.4
一般 職員	一律支給分 (期末相当)	% 66.4	% 68.8	% 67.7
	査定支給分 (勤勉相当)(平均)	% 33.6	% 31.2	% 32.3
	最高～最低	% 39.9～31.6	% 37.4～29.6	% 38.6～30.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

86.2

対他の国立大学法人等

100.1

(教育職員(大学教員))

対国家公務員(平成15年度の教育職(一))

95.0

対他の国立大学法人等

94.0

【注】・当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

- ・教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度) 千円	前年度 (平成16年度) 千円	比較増△減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	778,231	1,491,466	— (—)	— (—)
退職手当支給額 (B)	100,943	97,941	— (—)	— (—)
非常勤役職員等給与 (C)	40,867	51,987	— (—)	— (—)
福利厚生費 (D)	100,425	191,399	— (—)	— (—)
最広義人件費 (A+B+C+D)	1,020,466	1,832,793	— (—)	— (—)

【注】・本法人は平成17年10月1日に設立されたことから、「前年度」欄には法人設立移行前の前身機関における金額を記載している。このため、「比較増△減」欄及び「中期目標開始時(平成16年度)からの増△減」欄は記載していない。

- ・「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

(中期目標における取組)

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

(中期計画における目標及び方針)

中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策として、各教育研究活動、業務活動について人的資源の活用状況の観点からの見直し評価を行うとともに、合理化が可能と判断される活動については人員削減を行い、新規重点目標等の遂行に必要な要員を確保する。

また、総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

(基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」及び「人件費予算相当額」)

・給与、報酬等支給総額・・・1,517,585千円

(旧国立大学法人筑波技術短期大学分739,354千円及び新国立大学法人筑波技術大学分778,231千円を合算した金額。)

・人件費予算相当額・・・・・・・1,552,085千円

IV 法人が必要と認める事項

特になし